

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道様似町立様似小中学校 令和7年(2025年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の中で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

様似小中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

いじめの定義を理解し、軽微ないじめも見逃さない
「学校いじめ対策組織」を中心に、組織的に取り組む
相談しやすい環境をつくる
児童生徒が、いじめについて考え、行動できるようにする
保護者、地域、関係機関等の協力を得る

様似小中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

早期対抗
いじめの事実確認を行う。
いじめの認知と対応方針を決定する。
対応方針に基づく取組と進捗状況の確認を行う。
被害児童生徒の安全確保と不安解消を行う。
課外児童生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察
いじめ解消の判断を行う。
長期化する事案への対応
被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づく対応
関係機関等との連携

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
学年・学級の取組～いじめは絶対に許さない」旨の掲示、児童による宣言
児童会・生徒会の取組～挨拶運動などの推進
全校の取組～「優しさ・思いやり」をキーワードとした自己点検・自己評価
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成
1時間1時間の授業～「活動機会、場所、教材・教具、時間」の工夫、関わり合い
学校生活全般での指導～「児童なりの良さ」「自分が役に立っている」実感
キャリア教育の充実～進路目標と関連を図った指導、社会で通用する資質・能力の育成
ネットモラル教育の推進～インターネットの危険性の指導

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の様似小中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0146-36-3351 (様似小学校代表電話)

0146-36-3141 (様似中学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
日高教育局教育相談電話 (電 話)	0146-22-1325	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

